

国分寺市長 井澤邦夫様

国分寺市国民健康保険事業の
運営に関する協議会

会長 内藤孝雄

答 申 書

平成31年4月18日付け諮問第1号により諮問のありました下記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

諮問事項1 国民健康保険税の課税限度額について

当協議会は、本市国民健康保険税の課税限度額の状況及び地方税法施行令の改正、また課税限度額改定による影響額などについて、市からの説明を受け審議を行った。

審議の結果、税負担の公平性の観点から低所得者への負担軽減の措置がすでに講じられていること、また国民健康保険税の課税限度額を定める地方税法施行令が改正されたこと及び他市の状況に鑑みて、本市国民健康保険税の課税限度額について、諮問のとおり医療分課税額を580,000円から610,000円に改定することは妥当と考える。

諮問事項 2 国民健康保険税の応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて

当協議会は、他市の国民健康保険税の応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しの状況、この見直しによる本市の影響額などについて市からの説明を受け審議を行った。

審議の結果、負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しを行うことは妥当と考える。